

令和8年度 高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会通常総会

・日付：令和8年7月15日（水）

※書面開催

議 事 次 第

1. 高知県群マネジメント実施方針・・・・・・・・・・・・・資料1
2. 令和7年度実績報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
3. 令和8年度活動予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
4. 高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会規約・・・・・資料3
5. その他

令和 8 年度 高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会活動内容について

【創設の背景・目的など】

技術者不足等の課題を抱える県及び市町村において、的確なインフラメンテナンスを確保するため、複数自治体のインフラを群として捉え、広域的・効率的・効果的なマネジメントの実施を目指す必要がある。

このため、公益社団法人高知県建設技術公社（以下、公社という）と連携した協議会を立ち上げ、県全体で道路メンテナンス事業等に関する調整・支援を行うこととした。

【組織・役員】

- ・会 長 高知県土木部 道路課長
- ・副 会 長 公 社 理事長
- ・会 員 県内市町村の道路事業担当課長

【事業内容など】規約第4

- (1) 橋梁の点検業務（地域一括発注：公社）
R7実績：618橋
R8予定：576橋
- (2) 橋梁・トンネル・付属物の修繕工事の発注図書作成及び施工監理業務等
R7実績：60件
R8予定：35件
- (3) 道路事業の執行や技術的相談等に関すること
R7実績：11件

【協議会の年間スケジュール】

- ・6～7月頃：総会（書面開催を想定）
※当年度の業務計画及び前年度実績の報告
- ・1～2月頃：次年度の公社委託予定業務の調査（公社⇒県・市町村）
- ・その他：適宜

【総会資料及び高知県群マネジメント実施方針】

- ・総会後に高知県道路課のホームページに掲載します。

令和7年度研修【実績】

主催	部門	講座名		日 程	対象者	概 要	令和7年 参加人数 【実績】
建設技術公社	一般研修	高知県防災エキスパート研修会		8月1日	防災エキスパート 会員 県・市町村	高知県防災エキスパートの活動に必要な知識の伝達等	46
		新技術研修		11月18日	県・市町村・民間	新技術・新工法の習得 (CPDS・CPD認定対象研修)	71
		第25回 高知県建設技術研究発表会		1月23日	県・市町村・民間	建設技術に関する研究発表会 (CPDS・CPD認定対象研修)	90
	受入研修	高知県土木部 新規採用技術職員研修		5月7日～ 5月30日 (18日間)	県新採職員	高知県土木部新規採用技術職員の受入研修	21
		市町村 新任土木技術職員研修		6月16日～ 27日 (10日間)	市町村新任職員	市町村土木技術職員（新規採用等）の受入研修	17
	県市町村関係	市町村初任者研修 (土木技術職員基礎研修)		4月17日～ 18日 (1.5日間)	市町村新任者	測量・設計・積算業務の概要、測量機器等 操作実習	4
		土木技術職員研修 (技師Ⅰ、Ⅱ、主査Ⅰ、Ⅱ、主幹)		9月1日～5日【技師Ⅰ】 9月8日～11日【技師Ⅱ】 10月20日～21日【主査Ⅰ】 10月22日【主幹】 10月27日～28日【主査Ⅱ】	県担当者	当年度において、技師2年目、3年目、主査1年目、3年目、主幹1年目の県技術職員を対象とした研修	64
	CAD関係	高知県CAD 操作職員研修	CAD 初級編	4月22日	県担当者	CAD操作（初級）研修	10
			CAD 高度利用編	8月20日～21日【CAD】 9月30日【ドローン】 (3日間)	県担当者	CAD操作（高度利用）研修 ドローン操作研修	79
			BIM/CIM 研修	8月19日 (0.5日間)	県担当者	BIM/CIMの基礎知識および、3次元モデルデータの 活用方法に関する研修	17
道路課	県市町村関係	橋梁点検技術講習会開催案内 初級コース		10月31日	県・市町村	道路橋梁定期点検技術講習会	30
		橋梁点検技術講習会開催案内 中級コース		11月12日	県・市町村	道路橋梁定期点検技術講習会	31

令和8年度研修【予定】

主催	部門	講座名		日程（予定）	募集人員	対象者	概 要
建設技術公社	一般研修	高知県防災エキスパート研修会		8月頃	100人	防災エキスパート 会員 県・市町村	高知県防災エキスパートの活動に必要な知識の伝達等
		（仮）新技術研修		11月頃	200人	県・市町村・民間	新技術・新工法の習得 (CPDS・CPD認定対象研修)
		土木技術専門研修		12月頃	20人	県・市町村・民間	専門技術の習得を図る（CPDS・CPD認定対象研修） ※研修内容が決定次第お知らせします
		第26回 高知県建設技術研究発表会		1月頃	20人	県・市町村・民間	建設技術に関する研究発表会 (CPDS・CPD認定対象研修)
	受入研修	高知県土木部 新規採用技術職員研修		5月頃	対象者 全員	県新採職員	高知県土木部新規採用技術職員の受入研修
		市町村 新任土木技術職員研修		6月頃	対象者 全員	市町村新任職員	市町村土木技術職員（新規採用等）の受入研修
	県市町村関係	市町村初任者研修 （土木技術職員基礎研修）		4月頃	15人	市町村新任者	測量・設計・積算業務の概要、測量機器等 操作実習
		土木技術職員研修 （技師Ⅰ、Ⅱ、主査Ⅰ、Ⅱ、主幹）		9月頃	対象者 全員	県担当者	当年度において、技師2年目、3年目、主査1年目、3年目、主幹1年目の県技術職員を対象とした研修
	CAD関係	高知県CAD 操作職員研修	CAD 初級編	4月頃	10人	県担当者	CAD操作（初級）研修
			CAD 高度利用編	8月頃	80人	県担当者	CAD操作（高度利用）研修 ドローン操作研修
			BIM/CIM 研修	8月頃	20人	県担当者	BIM/CIMの基礎知識および、3次元モデルデータの 活用方法に関する研修
道路課	県市町村関係	橋梁点検技術講習会開催案内 初級コース		10月頃	40人	県・市町村	道路橋梁定期点検技術講習会
		橋梁点検技術講習会開催案内 中級コース		11月頃	40人	県・市町村	道路橋梁定期点検技術講習会

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 規約

(名 称)

第1条 この協議会は、高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 本協議会は、技術職員数が限られるなかでも的確なインフラメンテナンスを実施するため、複数自治体のインフラを群として捉え、広域的・効率的・効果的なマネジメントの実施を目指す。

(定 義)

第3条 本規約において橋梁・トンネル・附属物とは、地方公共団体が管理する道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う点検の対象施設をいう。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 橋梁・トンネル・附属物の点検等業務
- (2) 橋梁・トンネル・附属物の長寿命化修繕計画の策定及び更新に関すること
- (3) 橋梁・トンネル・附属物の修繕工事の発注図書作成及び施工監理業務等
- (4) 研修及び技術講習会の開催など、自治体職員の技術力向上に関すること
- (5) 道路事業の執行や技術的相談等に関すること
- (6) その他、協議会が必要と認めた事業

(組 織)

第5条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、高知県、公益社団法人高知県建設技術公社(以下、建設技術公社という)及び、高知県内の市町村で構成する。

2 構成員は別紙のとおりとする。

(役員・職務)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 協議会の会長は、高知県土木部 道路課長をもってあてる。
- 3 協議会の副会長は、建設技術公社 理事長をもってあてる。

4 会長は、協議会を代表し、その活動を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(事務局)

第7条 事務局は高知県土木部道路課に置く。

(総 会)

第8条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 総会の議長は、会長又は会長が指名した者とする。

3 総会は、会長の判断により書面にて開催することができる。

(役割分担)

第9条 協議会が実施する第4条に示す事業の役割分担は次のとおりとする。

(1) 高知県が担う事業

- ・橋梁・トンネル・付属物の長寿命化修繕計画の策定及び更新に関すること
- ・研修及び技術講習会の開催など、自治体職員の技術力向上に関すること
- ・道路事業の執行や技術的相談等に関すること

(2) 建設技術公社が担う事業

- ・橋梁・トンネル・附属物の地域一括発注を含めた点検等業務
- ・橋梁・トンネル・附属物の修繕工事の発注図書作成及び施工監理業務等
- ・市町村職員を対象とした研修

(3) その他、協議会が必要と認めた事業の役割分担は、その都度、会長が決定する。

(建設技術公社が担う事業に要する費用の負担)

第10条 第9条に規定する事業のうち、建設技術公社が担う事業については、依頼する自治体が費用を負担する。

(規則の改正)

第11条 本規約の改正等は、会長の承認により行う事ができる。ただし、軽微な改正等については、事務局で行い、会員に通知するものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度、会長と副会長が協議して定めるものとする。

附 則

本規約は、令和7年12月 22 日から施行する。

(規約第5条 別紙)

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 構成員名簿

	団体名	役職	備考
会長	高知県	土木部道路課長	事務局
副会長	公益社団法人高知県建設技術公社	理事長	
	高知市	道路整備課長	
	室戸市	建設土木課長	
	安芸市	建設課長	
	南国市	建設課長	
	土佐市	建設課長	
	須崎市	建設課長	
	宿毛市	土木課長	
	土佐清水市	まちづくり対策課長	
	四万十市	建設課長	
	香南市	建設課長	
	香美市	建設課長	
	東洋町	産業建設課長	
	奈半利町	地域振興課長	
	田野町	産業建設課長	
	安田町	経済建設課長	
	北川村	経済建設課長	
	馬路村	建設課長	
	芸西村	土木環境課長	
	本山町	建設課長	
	大豊町	産業建設課長	
	土佐町	建設課長	
	大川村	むらづくり推進課長	
	いの町	土木課長	
	仁淀川町	建設課長	
	中土佐町	建設課長	
	佐川町	建設課長	
	越知町	建設課長	
	梶原町	環境整備課長	
	日高村	建設課長	
	津野町	建設課長	
	四万十町	建設課長	
	大月町	建設環境課長	
	三原村	農林業建設課長	
	黒潮町	まちづくり課長	

様式 1（点検等業務・発注図書作成業務・施工監理業務 依頼書）

〇〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇日

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 会長 様

〇〇市長

令和〇年度（点検等業務・発注図書作成業務・施工監理業務）依頼書

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会規約第 4 条に基づき、次の（点検等業務・発注図書作成業務・施工監理業務）の実施及び技術的支援を依頼します。

1. 業務内容 橋梁点検（道路法第 7 7 条）
2. 路線名等 町道〇〇線ほか
3. 対象施設 〇〇橋ほか（別添 対象施設一覧表のとおり）
4. 担 当 〇〇課〇〇（TEL：●●-●●-●●）

様式 2 - 1 (長寿命化修繕計画の策定及び更新確認業務依頼書)

〇〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇日

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 会長 様

〇〇市長

令和●年度 長寿命化修繕計画の策定及び更新確認業務依頼書

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会規約第 4 条に基づき、次の長寿命化修繕計画の確認及び技術的助言を依頼します。

1. 依頼計画 ●●市橋梁長寿命化修繕計画
2. 担 当 〇〇課〇〇 (TEL : ●●-●●-●●)

様式 2－2（長寿命化修繕計画の策定及び更新確認業務への回答書）

事 務 連 絡

令和〇年〇月〇日

〇〇市長 様

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 会長

令和〇年度 長寿命化修繕計画の策定及び更新確認業務回答書

令和●年●月●日付けにて提出のありました長寿命化修繕計画の確認依頼書に基づき、必須項目を確認した結果、下記のとおり回答します。

記

1. 計画名：●●村トンネル長寿命化修繕計画
2. 必須項目の記載確認結果（補助の申請に必要な項目）

※記載のある項目は□、記載のない項目は■

（1）計画全体の方針

- ☐ 老朽化対策における基本方針
- ☐ 新技術等の活用方針
- ☐ 費用の縮減に関する具体的な方針
- ☒ 集約化・撤去等による費用縮減に関する記載
- ☐ 新技術の活用による費用縮減に関する記載

（2）個別の構造物ごとの事項（一覧表形式等で整理）

- ☐ 構造物の諸元
- ☐ 直近における点検結果及び次回点検年度
- ☐ 対策内容
- ☐ 対策の着手・完了予定年度
- ☒ 対策に係る全体概算事業費